

令和3年第4回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

令 和 3 年 12 月 8 日（水曜日）

議 事 日 程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度一般会計補正予算（第4号））
- 第6 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第7 諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第8 議案第103号 日乃出橋橋梁修繕工事請負契約の締結について
- 第9 議案第104号 四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について
- 第10 議案第105号 四万十町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例について
- 第11 議案第106号 四万十町基金条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第107号 四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第108号 四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第109号 四万十町昭和ふるさと交流センター等条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第110号 四万十町昭和ふるさと交流センターに係る指定管理者の指定について
- 第16 議案第111号 令和3年度四万十町一般会計補正予算（第5号）
- 第17 議案第112号 令和3年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第18 議案第113号 令和3年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第19 議案第114号 令和3年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第

2号)

第20 議案第115号 令和3年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算(第2号)

第21 議案第116号 令和3年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)

第22 議案第117号 令和3年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

第23 議案第118号 令和3年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算(第2号)

第24 議案第119号 令和3年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算(第3号)

第25 議案第120号 令和3年度四万十町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

第26 議案第121号 令和3年度四万十町水道事業会計補正予算(第2号)

第27 陳情第1-22号 陳情書の取り下げについて

第28 請願・陳情

~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第28まで

~~~~~

出席議員(16名)

1番	酒井祥成君	2番	槇野章君
3番	林健三君	4番	古谷幹夫君
5番	緒方正綱君	6番	武田秀義君
7番	吉村アツ子君	8番	下元昇君
9番	水間淳一君	10番	中屋康君
11番	岩井優之介君	12番	田邊哲夫君
13番	堀本伸一君	14番	村井眞菜君
15番	橋本章央君	16番	味元和義君

~~~~~

欠席議員(0名)

~~~~~

説明のため出席した者

町 長	中 尾 博 憲 君	副 町 長	森 武 士 君
政 策 監	大 元 学 君	会 計 管 理 者	清 藤 泰 彦 君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	熊 谷 敏 郎 君	危機管理課長	西 岡 健 二 君
企 画 課 長	川 上 武 史 君	農林水産課長	池 上 康 一 君
にぎわい創出課長	小 笹 義 博 君	税 務 課 長	吉 岡 範 満 君
町 民 課 長	本 山 桂 三 君	建 設 課 長	竹 内 幸 喜 君
健康福祉課長	長 森 伸 一 君	高齢者支援課長	三 本 明 子 君
環境水道課長	小 嶋 二 夫 君	教 育 長	山 脇 光 章 君
教 育 次 長	浜 田 章 克 君	生涯学習課長	林 瑞 穂 君
学校教育課長	岡 英 祐 君	農業委員会事務局長	西 田 尚 子 君
農業委員会会長	太 田 祥 一 君	代表監査委員	田 邊 幹 男 君
総務課財政班長	津 野 博 君	大正・十和診療所事務長	国 澤 豪 人 君
特別養護老人ホーム事務長	三 宮 佳 子 君		

大正地域振興局

局長兼地域振興課長	北 村 耕 助 君	町民生活課長	田 邊 真 司 君
-----------	-----------	--------	-----------

十和地域振興局

地域振興課副課長	上 川 優 君	町民生活課長	細 川 理 香 君
----------	---------	--------	-----------

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|         |           |     |           |
|---------|-----------|-----|-----------|
| 事 務 局 長 | 長谷部 卓 也 君 | 次 長 | 正 岡 静 江 君 |
| 書 記     | 友 永 龍 二 君 |     |           |

~~~~~

午前 9 時30分 開会

○議長（味元和義君） 改めて、皆さん、おはようございます。

ただいまより令和 3 年第 4 回四万十町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4 番古谷幹夫君及び13番堀本伸一君を指名します。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。

このことについては、一昨日の12月 6 日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長田邊哲夫君。

○議会運営委員長（田邊哲夫君） おはようございます。議会運営委員会より、会期日程について協議の結果を報告します。

第 4 回定例会会期は、本日12月 8 日水曜日から12月16日木曜日までの 9 日間とすることに決定しました。なお、一般質問については、6 日午前中の届出者が 7 名でしたので、7 日目12月14日に 4 名、そして、15日に 3 名となっています。16日の最終日には、決算特別委員会が付託を受け、継続審査となっておりました令和 2 年度四万十町各会計歳入歳出決算の審査報告を行う予定です。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） 委員長の会期報告が終わりました。

委員長の会期報告は、本日の12月 8 日から12月16日までの 9 日間です。

お諮りします。

令和 3 年第 4 回定例会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、令和 3 年第 4 回定例会の会期は本日から12月16日までの 9 日間とすることに決定しました。

会期中の会議予定等については、お手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第4項並びに同条第2項の規定による定期監査、行政監査の報告及び地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告があっております。事務所に保管しておりますので、適宜閲覧を願います。

次に、会議規則第129条、議員派遣の件について、その結果を報告します。

10月26日、高知市で開催されましたトップセミナーに酒井副議長、緒方総務常任委員長、古谷教育民生常任委員長、林産業建設常任委員長、中屋広報広聴常任委員長が参加しました。

11月8日、四万十町社会福祉協議会との意見交換会が開催され、教育民生常任委員5名が出席しました。

11月11日、産業建設常任委員5名が先進地視察研修として、町長、農林水産課、にぎわい創出課と共に、高知市で開催されました第10回ものづくり総合技術展を訪問し、ものづくりに携わる事業者の優れた技術、製品、販売等について研修を行いました。

11月19日、四万十町戦没者追悼式に、議長と共に酒井副議長が出席しました。

このほか、11月18日に全議員が窪川町郡の吉見川南側の地区を訪問し、地域の聞き取り調査を実施しました。

議長が出席しました行事等の件についてはお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、常任委員会の所管事務調査等に関する報告を行います。

総務常任委員長、教育民生常任委員長、産業建設常任委員長、広報広聴常任委員長からの所管事務調査に関する報告の申出があっております。

最初に総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長緒方正綱君。

○総務常任委員長（緒方正綱君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

それでは、私から9月定例会以降の総務常任委員会の活動状況について報告します。

9月においては、所管事務調査で、8月の委員会協議事項で取り上げた水曜日のノー残業デーについて、各課で拾い出しをして、毎月報告をしてもらったかどうか。また、ノー残業デーの啓蒙を絶えず呼び掛けていくことが大切であるとか、残業を少しでも減らして

いくために執行部なりの対策を取り、その結果を3か月なり4か月なりの周期で報告をもらうなどの意見が出ております。

職員の長時間労働是正のための実態調査のアンケートの回収が8月31日をもって終了したところですが、町長、副町長、教育長を除く正職員343名に回答を求めたところ、約8割の方から回答をいただきました。ご協力をくださった職員の皆様には大変お世話になりました。9月の常任委員会、また、11月の常任委員会で分析をしております。

今定例会で報告する予定でしたが、若干作業が手間取っておりまして、1月の常任委員会で執行部から回答を求めることとしました。

その他の事案として、令和2年度の決算特別委員会委員に村井眞菜副委員長と中屋康委員を総務常任委員会として選出しました。令和2年度決算審査については、毎月行われている常任委員会とは別に日を定めて、10月の早い段階で開催する旨で決定しました。

また、所管事務調査の追加事項として、集落活動センターの活動状況、運営実態を現地に行って視察、聞き取り、意見交換を新たに追加することにしました。

10月は2回の常任委員会を開催し、1回目は令和2年度の四万十町各会計歳入歳出決算の認定について、決算特別委員会へ総務常任委員会として出す質問事項を、各委員から出してもらった中から取りまとめを行いました。

2回目の常任委員会では、集落活動センターの活動と運営状況について現地視察と意見交換を行いました。集落活動センター「こだま」と「仁井田のりん家」を訪問しましたが、その中で、実感としては集落活動センターの活動そのものが、お金を生み出す仕組みとなっていないこと、地域の活動拠点となっていくための方法論、また、地域の高齢化がどんどん進んでいること、後継者の問題として若い世代にどうつなげていくのか、あるいは移住定住の対策や課題、空き家調査についての提案とかいろいろな意見を出し合いながら、地域に住み続けたいという集落活動センターのあるべき理念を改めて考えさせられたことでもありました。

12月の常任委員会では、視察の取りまとめをもっと凝縮して、執行部に提言できる意見をさらにまとめていきたいと考えております。

最後に、11月の常任委員会では、職員の長時間労働是正のための実態調査のアンケートの分析の続きを行いました。ただ、まだ分析が十分ではなく、来年1月の常任委員会で、執行部を交えて、結論により近付けるように、工程として若干遅れぎみではありますが、その分内容を濃くしていきたいと委員一同頑張っております。

以上、9月定例会以降の総務常任委員会の活動報告とします。

○議長（味元和義君） これで総務常任委員長の報告を終わります。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長古谷幹夫君。

○教育民生常任委員長（古谷幹夫君） それでは、私から教育民生常任委員会の活動報告をします。

教育民生常任委員会では、10月と11月に常任委員会を招集して開催、調査をしました。

10月18日には特別養護老人ホーム施設の現状及び課題、そして高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の進捗状況について、文化的施設についての情報提供ということで行っております。

特別養護老人ホーム施設の現状及び課題については、事務長等の出席をいただきまして、利用者あるいは職員の勤務状況の資料を提示いただき、質疑応答を行いました。この中で、今置かれておる特別養護老人ホームの緊急的な課題が一定明らかになったわけですが、職員の総人数そのものは整っておる状況のようではありますけれども、実質的なところでは人員の不足が恒常的な状態となっておるということで、大きい課題として、これについては真摯に対応していかないと、認識を改めております。

特に、会計年度任用職員、あるいは正職員も常時募集をしておるようではありますけれども、なかなか応募が厳しい状況にあると、これは社会福祉協議会でも同じだということで、地域を挙げて取り組んでいかないと、直面しておる課題かなと改めて認識しました。その中で特に給与、待遇面での課題についても、職員の応募が厳しい要因としてもあるのではないかとということと、それから介護の現場の厳しさ、マイナスイメージが払拭できていないこともあるのであろうと。

それと、専門学校があるわけではありますけれども、そこでも定員割れの状態が続いておるということで、これも供給サイドの大きい課題として横たわっておると理解したところです。

そして、施設の老朽化も抜き差しならん問題です。統廃合については、基準が非常に厳しくなると想定されるということで、現場でも今の状態、在り方の中で、順次施設の改善を図っていくという方向を求めていくべきであろうと判断されておると認識しておりますが、いずれにしても、老朽化への対応は、今後の中長期的な位置付けの中で、しっかりと見据えていかないと問題であると認識しております。

そのほか、委員からいろいろな意見が出ましたが、特に長期的な視点から介護

職員を増やすこと、そして資格取得への手当、民間業者との連携、資格者の雇用等、人員体制を整えるための方策については、常任委員会としてもより課題を煮詰めて、洗い出しをした上で、執行部にも提案していくべきだろうと、今後の任期中の継続課題と認識しております。

それから、二点目の事案である高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の進捗状況については、現場では各項目を落とし込んだ進捗管理表を整備しており、これに基づいて、課長含めて3人の、いわゆる管理職的な立場の職員が3か月に一度チェックを入れ、進捗管理をしていると理解しております。

ただ、この職域の直面する一番の課題として、非常に微細にわたった計画が策定されておるわけですが、それを達成するためには、なんといっても物理的、事務的な体制が大きい課題としてあるということで、令和2年度にしても職員体制が減少状態にあると。この部分は職員採用もあったようで、若干改善しておるわけですが、やはりこの現場は、特に有資格者が求められる職域であるということで、一般事務職員の対応だけではクリアできない、非常に深い問題を持ちながら職員も対応していかないかんということと。

もう一つ大事なことは、資格も当然ですが、専門的な知識が求められる職域ですので、いわゆる定期的な3年ごとの人事異動の在り方についても、しっかりと見直すことも必要であると常任委員会としても認識しました。従来3年ごとの異動が恒常的になっておりますけれども、今は専門職が求められる時代であることを鑑みたときには、こういった部署ごとに、異動の在り方、有資格者の雇用についても、しっかりとの方針を立てて取り組んでいくことが重要であるという認識を改めてしました。

それから、委員の意見としては、一般職員にも積極的にこの資格にチャレンジしていただいて、現有の職員の中にも裾野を広げていく位置付けも必要であるという意見が出ましたので、こういった点も今後、常任委員会としてさらに深めて、まとめをしていきたいと考えております。

それから、文化的施設に関しては、9月定例会以降の対応について、政策監から資料に基づき説明をいただきました。一定、その状況は理解しましたが、9月定例会が終わって間もない時期であったこともあり、意見交換会の意見を基にしたサービス計画の検討見直しは、1回だけスケジュールに落とし込まれておるわけですが、1回だけの見直しでいいのかという意見。それから、機能が発揮できる範囲での規模、予算の削減可

能な部分について、町長の考えは十分に精査すべきところを持っておるのでないかという点。そして、町民の思いをしっかりと受け止めた内容となっているのかというところに、まだまだやっぱり委員としての疑義も残るということが出ております。

それから、補正予算の修正案については、1票差であったこと、この位置付けについての対応は、しっかりと住民に、この施設の在り方、利用のされ方を今まで以上に精力的に説明していく義務があると出ております。

それから、その他のところでは視察研修の件、社会福祉協議会との意見交換会を議題としておりました。

そして、11月8日に社会福祉協議会との意見交換会を開催して、教育民生常任委員全員と、社会福祉協議会では理事10名中8名、それに会長、副会長、事務局職員で、初めての取組でしたけれども、意見交換会を実施しております。

10月の常任委員会で、介護施設や特別養護老人ホームといった資格を伴う職域では、職員を募集してもなかなか応募が厳しいという状況が、頭に強く残っておったこともありまして、この意見交換会では、人材、職員不足に対する対応が中心課題となって、終始やり取りをしたことでした。

社会福祉協議会でも人員はぎりぎりの状態で、非常に悩ましいと。それと、同じように介護の仕事はイメージが良くないということで、親が止めることも現実にあると、ちょっと懸念材料として提示されました。専門学校への希望も、地域では社会福祉の関係、特別養護老人ホームの関係、高齢の問題に対しての現場の需要、職域の需要はますます広がっておりますけれども、それを担ってくれる、若い方を中心とした職員の確保に非常に高いハードルがあると改めて認識しました。

ただ、その中で一つ明るいというか、具体的にもっと広げていくべき内容としては、社会福祉協議会では、地元の高校生にアルバイトで現場を体験していただく、アルバイト体験会という取組を土日に実施しておると紹介していただきました。高校の存立問題を大きい課題として、「じゅうく。」も継続しておるわけですが、もっと地元の高校生に、地元で望まれている職域体験を学生の時代から積極的に参加していただく場を構えることで、ちょっとでも地元に残って、その地域の今後を担ってもらうことは、行政を挙げて取り組んでいかないかん課題であると共通認識をしたところです。

そういった内容で、様々な意見が出ましたけれども、具体的な要望が二点ほど出ております。これは常任委員会で即答できることではないですけれども、やはり職員の確保に関

連しては、職員の給与面の待遇改善も一つにはあるということで、これも検討されておるようですが、こういった点への支援的な要請もいただきました。それから、今の社会福祉協議会自体が昭和47年に設立された建物のように、老朽化という問題も抱えておるので、中長期的に、いわゆる改築、建て替えも議論せないかん状況にあるようです。この点へも行政に関わりを持ってほしいという要望もいただきました。

今後、こういった意見交換の場を1回だけではなくて、年に最低1回は持って課題を共有して、行政と社会福祉協議会、そして民間も一緒になって介護等々に関わる人員確保、職員の人材確保を地域共通の問題として、行政も今まで以上に積極的な対応をしていくべきであると共通認識をしたところです。

また、二回目についてはまちづくりを視点に置いたテーマでもやっていこうと協議したところです。

ちょっと長くなりましたが、以上で教育民生常任委員会としての報告を終わります。

○議長（味元和義君） これで教育民生常任委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長林健三君。

○産業建設常任委員長（林健三君） それでは、産業建設常任委員会の9月定例会以後の活動についてご報告します。

まず、9月17日早朝の台風14号の影響による豪雨災害のあった志和・東又・仁井田地区の現状把握のため、竹内建設課長同行の下、9月21日に現地調査を行いました。いずれの地区も甚大な被害があり、早急な対応を執行部に申し入れました。

続いて、10月17日に大正地域振興局において、大正地域振興局の所管事務調査を行いました。こちら豪雨による被災状況や、現在通行止めとなっている大正橋の状況について、北村大正地域振興局長以下担当職員に聞き取りを行いました。そして、町道古味野々下道線の崩壊現地視察を行いました。

続いて、11月17日に高知市で開催された第10回ものづくり総合技術展について、町長以下関係各課担当職員の同行の下、視察研修を行いました。

ものづくり総合技術展は、県内でものづくりに携わる事業者優れた技術、製品の紹介や商談を行う場を提供することで、ものづくりの地産地消、地産外消を一層推進すること並びに県の将来を担う若者に県内企業を広く知ってもらうことを目的に開催されており、本町からも複数の事業者、OUCHI企画、うなきち、四万十製材、黒鳥、4社が出展してお

り、委員全員が感動しました。また、防災や農林業に関する出展が多く、様々な事業者のアイデアは、本町としても参考にすべきであると思われます。

9月定例会以降の産業建設常任委員会活動報告は以上となりますが、今後も所管事務について積極的な調査を行うとともに、様々な政策提言ができればと考えております。引き続き産業建設常任委員の調査へのご協力をよろしくお願いします。

○議長（味元和義君） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

次に、広報広聴常任委員長の報告を求めます。

広報広聴常任委員長中屋康君。

○広報広聴常任委員長（中屋康君） 前定例会のときに広報広聴常任委員会報告の機会がありませんでしたので、まず構成を申し上げます。委員長中屋康、副委員長村井眞菜、委員として槇野章、林健三、緒方正綱、古谷幹夫、武田秀義、岩井優之介の8名構成です。

それでは、報告を申し上げたいと思います。

先ほど、諸般の報告にありましたように、議会基本条例第5条あるいは第6条に定めがあります広報広聴常任委員会の所管事項、広報と広聴です。そのうちの広聴としての議会報告会については、毎年度地域を訪問して意見交換の場を設け、地域の声を聞くということで、聞き取り調査を行っております。対象地域の各戸に訪問しておりますが、本年度は、去る11月18日木曜日に実施しました。

訪問対象地区としては、令和元年度に興津地区、昨年度は志和地区で行いまして、今回は窪川地区の街分に設定して、吉見川より南、古市町、東町、茂串町、本町、新開町をそれぞれ訪問しました。

訪問する地域には、あらかじめ区長配付文書を介して訪問の日程等をお知らせしまして、訪問先々で非常にスムーズにお受けをいただいたという経緯があります。

16名の議員全員が常任委員会ごとに、計6班に分かれまして、町政や議会に対する意見、要望などをいただいております。

現在、その寄せられた意見、要望の取りまとめ段階ではありますが、訪問先で多かった意見としては、まず、自然災害の雨水処理に関すること、二点目は防犯に関することが非常に多く、それから三点目、健康福祉に関すること。四点目は文化的施設の建設に関すること。あと、子どもの通学に関すること等、非常に多く貴重なご意見をいただいております。この後に、実行性を伴うものを念頭に置き、常任委員会の所管事項ごとに振り分けをして、議会あるいは執行部へ地域の意見、要望として、時期を逸しないように通知してい

くことになります。

なお、議会、執行部に寄せられた主な項目については、次の議会広報紙に掲載し、周知する予定です。

次に、議会広報について申し上げます。

議会の広報誌、議会だよりですが、令和3年度では、3月定例会分を第59号として5月10日に、6月定例会分は60号として8月10日、9月定例会分は61号として11月10日にそれぞれ発行しております。

内容については、既にお目通しをいただいていると思いますが、定例会の議案質疑、予算質疑、一般質問での質疑応答要約を軸に、各議員の表決、出欠状況、タイトル「ありやどうなっちゅうぜよ」や「キャッチボール」といった町行政に係る動き、出来事を探る企画を主として編集しております。

広報誌の基本は、時期を逸さないということで、毎回、直近の区長文書配付時に合わせて編集に努めておりますが、今後もタイムリーに議会の有する情報の発信、町民の皆様と情報の共有ができる広報活動に努めてまいりたいと思っております。

以上、広報広聴常任委員会の報告とします。

○議長（味元和義君） これで、常任委員長の所管事務調査等に関する報告を終わります。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第4、行政報告を行います。

町長より行政報告を行いたい旨の申出がっております。これを許可します。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 改めまして、おはようございます。

本日、議員の皆様のご出席をいただきまして、令和3年第4回町議会定例会が開催されますことを厚く御礼を申し上げます。

開会に当たりまして、先の9月定例会以降の主要な行政運営等に関して、ご報告を申し上げたいと思います。

まず、新型コロナウイルス感染症対応についてです。

新型コロナウイルス感染症については、9月30日に全国の緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が解除されまして、現在は感染第6波も懸念される中ですが、1日当たり

の新規感染者数は100人程度で推移しております。本県においても直近約1か月の新規感染者数はゼロ人。警戒レベルは最も低い緑の感染観察となっております。

しかし、国外における新たな変異ウイルス、オミクロン株の感染拡大に伴いまして、政府は11月30日から外国人の入国を制限し、感染拡大を防止する対策が行われておるところです。本町においても、引き続き町民の皆様の不安解消や感染拡大の防止など必要に応じた対策を講じてまいりますので、町民の皆様におかれましては、年末年始で会食等の機会も増えることと存じますが、マスクの着用、3密の回避など、基本的な感染症予防に取り組んでいただきますとともに、特に2回のワクチン接種を受けられていない方については、会食や旅行など、同居家族や日常的に接している方以外との接触を伴う行動は慎重に行っていただきますようお願いを申し上げます。

次に、本町の新型コロナワクチン接種状況をご報告します。

4月下旬から開始しましたワクチン接種については、10月末までに接種を希望される方々への接種をもって一旦終了としました。10月末時点でのワクチン接種2回分の接種総数は2万6,231回となり、12歳以上の方の2回目の接種率は86.9%、65歳以上では94%の高い水準となっております。開始当初においては、予約センターに電話が繋がらないなどで大変ご迷惑をおかけしましたが、地域の皆さま方の声かけや接種会場に行けない方への送迎の支援などご協力もいただきまして、当初の予想を上回る接種率となっております。皆様のご協力に心より感謝を申し上げ、お礼を申し上げたいと思います。

11月末からは、新たに接種対象となる12歳到達者や、理由があり接種できなかった方を対象に、町内2か所の医療機関において、日時を限定して接種を行っております。

3回目の追加接種については、12月7日時点での厚生労働省の説明では、2回目接種終了後から8か月以上経過した18歳以上の方が対象となっております。そのため、本町における3回目の追加接種の開始時期は、当初優先的に接種を行った医療従事者等を1月中旬に開始しまして、町民の皆様については2月初旬からコールセンターで予約受付を開始し、2月中旬から前回同様に集団及び個別接種会場で接種を進めるよう医療機関等と協議しております。ただし、接種間隔の前倒しも検討されておりますので、ワクチン確保のスケジュールも確認した上で、状況に応じ、準備の整った医療機関等の接種から順次開始できるように、当初の予定と平行して調整しております。

続いて、ドローン運航管理システムの実証実験についてご報告します。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、通称NEDOは、平成29年度から

ドローンの運航管理システムの実用化に向けた研究事業を行っておりまして、この度、研究事業の地域実証実験のフィールドとして本町が選定され、10月から11月にかけて実証実験が行われております。実証実験では、本町の地域性から年間を通じて活用可能性が高いと思われる防災、物流、測量・調査の三つの活用事例を想定し、4地区での検証が行われました。

防災の事例では、災害時に興津坂が通行不可となったことを想定し、東又地区の四万十町B&G海洋センターから興津地区のヘリポート周辺へ、救援物資を配送する実験が行われました。

物流の事例では、十和体育館から四万十川を横断して、大井川地区の八木集会所へ生活用品を配送する実験が行われました。

測量・調査の事例では、土砂災害警戒区域に指定されている七里小学校北西斜面の測量調査のほか、大正中津川地区の成川橋周辺道路や山林の測量調査が行われました。

今回の実証実験では、全ての事例において、予想以上にドローンの実用可能性が期待できる結果となっております。費用や安全面などの課題はありますが、町としては、今後も農林業や防災、教育など様々な分野での活用も視野に入れてドローン利活用の取組を進めてまいります。

続いて、台風14号による被害の状況についてご報告します。

9月17日に本町に接近した台風14号では、活発化した前線の影響により、6時間降水量が観測史上最多となる302ミリを記録し、町の東部を中心に河川の氾濫や土砂の流出、崖崩れや道路崩落などの被害が発生しました。

一時は二つの集落が孤立する状況もありましたが、幸いにも人的被害はありませんでした。主な被害としては、志和地区を中心に床上浸水が9件、床下浸水が39件、水道管の断裂による断水が4件報告されております。

農業施設の被害は42件で、ハウスのビニール破れや付帯設備の冠水が報告されており、東又地区の次世代ハウスや担い手育成センターでは、施設内に土砂が流入し、出荷前の商品が大量に廃棄されたとのことです。作物被害については、東又と仁井田地区で水稻が約50ha、ニラが0.5ha、ショウガが1.73haの冠水被害があり、施設については保険や県の事業を活用し、作物については共済保険や収入保険を活用して復旧対応を行っております。

また、畦畔の流出など農地の被害については35か所、頭首工や水路などの農業用土木施設の被害は63か所で、総額2億7,400万円の復旧事業費を見込んでいるほか、河川や道路

の公共土木災害は124か所で、総額 3 億9,700万円の復旧事業費を見込んでおります。

続いて、ネット販売推進事業の今後の取組についてご報告します。

本町では、新型コロナウイルス感染症禍においても、安定した需要が期待できるインターネットによる特産品等販売を促進するため、新たな補助制度を設け、町内事業者で構成される四万十町ネット販売推進協議会の取組を支援しております。

同協議会は町からの補助金交付決定を受けて、本年4月から共同販売事業を開始していましたが、参加事業者への事業説明等が十分に行われていないなど、運営上の課題が浮き彫りとなり、9月以降は事業を休止しています。補助事業が休止したことについては、指導すべき立場にある町としての責任もありますけれども、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配おかけいたしましたことを深くおわび申し上げます。

今後の事業については、速やかに事業者間の協議や運営方法の見直しなどを行いまして、しっかりと成果に結び付く事業となることを確認した上で、来年2月の事業再開に向けて取り組んでまいります。

続いて、地域プロモーションアワード2021大賞受賞についてご報告します。

地域プロモーションアワード2021は、全国の地方公共団体と民間企業等で構成される一般財団法人地域活性化センターが、自治体の優れたパンフレットや動画を表彰するものです。

同アワードは、地域の魅力を国内外に発信する活動の一助とすることを目的としてまして、今回はパンフレット部門に109点、動画部門に143点の応募が寄せられていました。

11月19日に各賞が発表されまして、パンフレット部門の大賞では本町の「シマントチョウ シアワセブック」が、動画部門の大賞では青森県大鰐町の「家族のかたち、大鰐のくらし」がそれぞれ受賞しております。

本町の受賞理由としては、デザインワークの良さが着目され、物や人の魅力を引き出す写真の美しさやレイアウトが巧みで、ページを開くごとに目を楽しませるリズムが素晴らしいなど、審査員の高い評価を受けたものです。

今回の受賞作品については、同センターの機関誌やホームページなどで紹介されておりますので、多くの方々に本町の魅力をPRできることが期待されます。

今回の受賞は、本町のまちづくりや地域で暮らす方々の魅力が評価されたものでして、今後の移住定住施策の励みとして、より一層の施策の推進につなげたいと考えております。

ここにも持参しておりますけども、これが大賞を受けた冊子ですので、興味のある方がいましたら、町にもありますので、よろしくお願いします。

続いて、文化的施設整備事業の進捗状況についてご報告します。

先の9月定例会では、施設に係る実施設計委託料や用地取得の予算をはじめ、建築工事費などを含む、令和3年度から令和5年度までの継続費の設定について議決をいただきましたので、現在は旧役場本庁舎跡地への施設整備に向けた作業を進めております。

まず、文化的施設で提供するサービスの基本的な考え方と、具体的な実行計画をお示しするサービス計画の策定については、令和2年度から2か年計画で施設の設計と一体的に進めており、この度サービス計画（案）として取りまとめたところです。

この計画案の作成に当たっては、町の関係機関や各種団体、さらには元文化的施設検討委員会委員の皆様にもご意見を伺ったほか、図書館・美術館の利用者や町内の学生・保護者、さらには町民の皆様を対象とした無作為抽出のアンケートを実施して、ご意見をいただいたところです。ご協力をいただきました皆様には、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

なお、アンケート結果については、町ホームページ等で公表する予定としておりまして、今後は12月24日から1月24日にかけて意見公募手続を行い、皆様のご意見をお伺いした上で、来年3月の計画策定を予定しております。

次に、施設本体の実実施設計については、本年6月から7月にかけて実施した意見公募手続のほか、意見交換会等でのご意見なども踏まえて、基本設計からの変更点について協議し、施設の構造等に関する主要部分の決定をしました。今後については、本格的な実施設計の作業に着手しまして、来年10月の設計完成と同年12月定例会への本体建設工事費の予算計上を予定しておりまして、令和6年度中の開館を目指して事業を進めてまいりますので、引き続きご理解とご協力のほど、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

続いて、小中学校適正配置計画の推進についてご報告します。

第2期四万十町立小中学校適正配置計画に基づく小学校の統合については、統合時期を令和7年4月以降とする方針の見直しについて、9月定例会でご報告しました。

このことについて、統合対象校区の皆様にも説明する必要がありましたので、9月末から各校区で説明会を開催し、令和9年度までの推計児童数もお示した上で、改めて統合の必要性等をご説明したところです。

説明会では、統合の準備を進めようとする動きがある一方、署名活動を含め、存続を強

く要望する動きなどもあることから、様々なご意見をいただいております。

適正配置計画は、子どもたちの教育環境を第一に考えた計画ではありますが、小学校は地域のコミュニティの重要な役割もありますので、保護者や地域の方々の合意が得られるよう丁寧な協議を行ってまいります。

各校区の皆様におかれましては、適正配置計画の趣旨をご理解いただきまして、今後においても、子どもたちのことを最優先にご協議いただきたいと考えていますので、ご協力をお願い申し上げたいと思います。

続いて、議員報酬改正に係る住民訴訟の結果についてご報告します。

本施設<sup>※P18 訂正あり</sup>については、四万十町の住民である原告が、四万十町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は違法無効なものであり、改正条例に基づく議員報酬の支払が違法な財務会計行為に当たると主張して、町長に対し、差額分の支払差止めを求めた住民訴訟です。

なお、原告は、令和元年12月10日付で四万十町監査委員に対し、住民監査請求を行っておりますが、令和2年1月15日付で却下の通知を受けたため、地方自治法第242条の2第1項第1号の規定に基づいて本訴訟を提起したものです。

令和3年11月16日に高知地方裁判所で言い渡された判決の要旨は、原告の請求のうち、口頭弁論終結時までにされた議員報酬の支払差止めを求める部分については、既に対象行為が完了しており、不適法であるため却下し、本件改正条例は適法に制定されていると認められるため、原告のその余の請求は棄却するというものでした。

本件改正条例については、四万十町特別職報酬等審議会への諮問・答申や意見公募手続など、必要とされる事務手続を経て議案を上程し議決を得たものですので、町側の主張が認められる判決となりました。

なお、原告による控訴は行われておりませんので、この判決は12月1日に確定しております。

以上、行政報告とします。議員の皆様並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） これで町長の行政報告を終わります。

暫時休憩をいたします。ただいまより10時40分まで休憩をします。

午前10時25分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの町長の行政報告において、訂正の申出がありましたので、それを許可します。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 行政報告の最後ですけれども、議員報酬改正に係る住民訴訟の結果についての文中で、「本訴訟」とありますところを「本施設」と読んだようですので、改めて訂正したいと思います。申し訳ございませんでした。

○議長（味元和義君） これより議案を順次提案します。日程第5、承認第6号の上程説明、審議・採決後、日程第6、諮問第3号及び日程第7、諮問第4号についてそれぞれ答申を行います。日程第8、議案第103号から日程第26、議案第121号までの19議案については提案理由の説明のみとし、質疑・討論・採決は後日を予定しております。日程第27、陳情第1－22号、陳情書の取り下げについてを採決後、日程第28、請願・陳情を所管の常任委員会に付託を予定しております。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第5、承認第6号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度一般会計補正予算（第4号））を議題とします。

提出者の提案理由の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 承認第6号専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことは明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年9月17日付で専決処分に付しました令和3年度四万十町一般会計補正予算（第4号）について、同条第3項の規定によりご報告しますとともに、議会の承認を求めるものです。

今回、専決処分に付しました令和3年度四万十町一般会計補正予算（第4号）ですが、9月に発生した台風14号の災害に伴いまして、河川へ流入した土砂等の撤去や浸水家屋のし尿処理運搬、また、滞在型市民農園施設の復旧など、被災後直ちに必要となる経費とともに、川ノ内、奈路、平野地区における施設規模の大きい頭首工の災害復旧工事に際し、専門の測量設計を行う必要が生じたため、測量設計委託料を計上したものでして、合わせて1,500万円の追加計上を行っております。

また、これを賄う歳入としては、第1表の歳入に記載のとおり、町債1,010万円と普通

交付税の留保分で対応することとしております。

以上の結果、今回の補正額は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ1,500万円の追加補正となり、これによる累計予算額は歳入歳出それぞれ203億1,800万円となっております。

次に、第2表の地方債の補正については、記載のとおり、災害復旧事業債の変更について限度額を変更するものです。

ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより承認第6号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第6号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度一般会計補正予算（第4号））を採決します。

この表決は起立により行います。

承認第6号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、承認第6号専決処分の承認を求めることについて、これを承認することは可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第6、諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本案件は、人権擁護委員中津吉弘氏の任期が令和4年3月末をもって満了することに伴いまして、引き続き同氏を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

中津氏は平成28年3月に退職されるまでの37年間、県立学校教員として教務に携わり、在職中は同和教育主任を務めるなど、学校教育全体の中で人権問題に関わり、継続的に実践しておられました。温厚誠実な人柄で、人権教育や啓発活動に対する高い見識をお持ちであり、人権擁護委員として最適任者であると考えております。

ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の説明が終わりました。

お諮りします。

本件は、お手元にお配りしました意見のとおり答申したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、お手元にお配りしました意見のとおり、適任と答申することに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第7、諮問第4号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 諮問第4号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本案件は、人権擁護委員山本弘光氏の任期が令和4年3月末をもって満了することに伴う後任の候補者として樋口寛氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

樋口氏は四万十町役場を令和2年3月に退職されるまでの38年間、町職員として地方行政に携わり、在職中は職員の立場や町人権教育研究協議会の活動等を通じて、人権につい

て理解を深めてられました。現在、四万十町スクールガード・リーダーや四万十町少年補導委員として、子どもたちの安全・安心の見守り活動に携わるとともに、東又地区区長会長を務められ、地域の人々の信頼も厚く、これまでの経験を生かして、人権擁護委員として使命を果たすことができる最適任者であると考えております。

ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の説明が終わりました。

お諮りします。

本件は、お手元にお配りしました意見のとおり答申したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、諮問第4号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、お手元にお配りしました意見のとおり、適任と答申することに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第8、議案第103号日乃出橋橋梁修繕工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第103号日乃出橋橋梁修繕工事請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

1954年3月に架設した榊山町の日乃出橋については、長寿命化計画に基づく橋梁点検の結果、通行に支障が生じる恐れがある箇所が確認されるため、修繕工事を行うこととしております。

工事の実施に際しまして、10月29日に地域密着型一般競争入札の公告を行いましたところ、2者からの入札参加申請がありましたので、参加資格の確認後、11月25日に2者による一般競争入札に付しました結果、有限会社三浦建設が4,101万4,000円をもって落札しました。この落札価格に10%の消費税額及び地方消費税410万1,400円を加えた4,511万5,400円をもって工事請負契約を締結するに当たり、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第103号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第103号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第9、報告第104号四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第104号四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

公職選挙法においては、お金のかからない選挙の実現と候補者間の選挙運動の機会均等を図るため、一定の範囲で、国や地方公共団体が立候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する選挙公営制度が設けられております。

国内各地で人口減少が続く中、地域社会の様々な課題について、民主的に合意形成を行っていく地方議会の役割は極めて重要ですが、一方で、地方議会に対する住民の関心は低下しており、人口減少や高齢化とも相まって、議員のなり手不足が深刻化しております。

このため、町村の選挙における立候補環境の改善を目的に、これまで都道府県及び市を対象としていた選挙公営制度を町村にも拡大し、町村議会議員選挙においてもビラの頒布を解禁するとともに、選挙公営の拡大に伴う措置として、その額を15万円とする供託金制度を導入するよう公職選挙法が改正され、令和2年12月12日から施行されております。

この選挙公営制度については、それぞれの地方公共団体が条例で定めるところにより実施できるとされておりますので、この条例を制定するものです。

条例の内容としては、公職選挙法の規定に基づき、四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用のビラの作成及び選挙運動用ポスター

の作成の公費負担について、必要な事項を規定しております。

なお、公費負担の限度額等については、公職選挙法施行令に準じてその額等を定めております。

ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第104号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第104号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第10、議案第105号四万十町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例について、日程第11、議案第106号四万十町基金条例の一部を改正する条例について、以上、議案第105号及び議案第106号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第105号四万十町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例について並びに議案第106号四万十町基金条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

これらの議案については、過疎地域自立促進特別措置法の失効により、本年4月1日から過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴いまして、関係する条例を整備するものです。

まず、議案第105号については、新法の定めにより策定した四万十町過疎地域持続的発展計画に基づき町内の産業振興を図るため、指定業種において設備の取得等を行ったものの固定資産税を免除する条例を制定するものです。

条例の内容としては、本年4月以後に製造業、情報サービス業と農林水産物等販売業または旅館業の事業用設備のうち特別償却の適用を受けるもので、取得価格の合計が一定額

以上のものの取得等をしたものに係る固定資産税を免除するものです。

対象となる固定資産は、特別償却設備である家屋、機械及び装置並びに当該家屋の敷地にある土地でして、課税免除の期間としては、これらの資産に新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年間とするものです。

なお、当該課税免除を行った場合には、その減収額の4分の3を基準財政収入額から控除することにより、普通交付税による減収補填措置があります。

また、旧過疎法に基づく課税免除条例として制定しておりました四万十町固定資産税の課税免除に関する条例については、旧過疎法が失効したため、廃止するものです。

続いて、議案第106号については、新過疎法の施行に伴い、四万十町過疎地域持続的発展計画に基づく過疎地域持続的発展特別事業を実施するため、基金条例の一部を改正し、過疎対策事業債を活用する基金の名称及び設置目的を改めるものです。

なお、旧過疎法に基づき積み立てた基金の残高については、新過疎法の規定による過疎地域持続的発展特別事業の財源に充当できるものとされております。

以上2議案についてご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第105号及び議案第106号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第105号及び議案第106号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第12、議案第107号四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第107号四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、産科医療保障制度が見直されることを踏まえて、出産育児一時金の支給額を引き上げるものです。

出産育児一時金については、40万4,000円に3万円を超えない範囲で産科医療保障制度の掛金を加算した額を支給することとされており、加算の対象となる出産においては、1万6,000円の掛金を加算した42万円が支給されております。

この支給額について、産科医療保障制度の見直しにより、当該制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられること、また、社会保障審議会医療保険部会において、少子化対策の重要性に鑑み、出産育児一時金の支給総額を維持すべきとされたことを踏まえて、現行の40万4,000円から40万8,000円に引き上げるため、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が交付されております。これらの改正に対応するため、条例で定める出産育児一時金の支給額を同様に引き上げるものです。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第107号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第107号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第13、議案第108号四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第108号四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例は、子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の導入を目的とした全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の規定を整備するものです。

国民健康保険税額については、均等割及び平等割に区分される応益割額と、所得割に区分される応能割額の合計で算定されており、低所得世帯に対しては応益割額の軽減措置が講じられておりますが、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、従来の軽減措置に加えて、未就学児の均等割額を5割軽減するよう条例を改正するものです。

ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第108号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第108号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第14、議案第109号四万十町昭和ふるさと交流センター等条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第109号四万十町昭和ふるさと交流センター等条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本町には清流四万十川と豊かな森林を生かしたキャンプ場が多数あり、夏場には川遊びなどを中心とした体験コンテンツが豊富で、多くの観光客が訪れておりますが、1月から3月の冬場には観光客の入り込みが落ち込む傾向があります。

このため、観光客に本町の豊かな自然をより身近に感じていただきながら、冬場でも楽しめる体験コンテンツとして、四万十ヒノキを活用したサウナを三島キャンプ場とライダーズイン四万十に整備しますので、これらの利用料金を定めるため、条例を改正するものです。

なお、三島キャンプ場のサウナについては、主にグループの利用を想定しており、施設内のどこにでも設置できる移動式サウナとしております。

利用料金の額については、三島キャンプ場に設置する移動式サウナは1回4時間以内で

5,000円、ライダーズイン四万十に設置するサウナは1人1回1,000円とするものです。

ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第109号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第109号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第15、議案第110号四万十町昭和ふるさと交流センターに係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第110号四万十町昭和ふるさと交流センターに係る指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

四万十町昭和ふるさと交流センターについては、住民に健全な保健休養の場を提供し、自然と人との共生を大切にする心をかん養するとともに、地域間の交流を通じて、本町の産業、文化及び観光の向上に資することを目的に設置したものです。

当該施設は、平成31年4月1日から一般社団法人四万十町観光協会が指定管理者として指定管理業務を行ってまいりましたが、令和4年3月末をもって指定期間が満了します。このため、引き続き指定管理者による管理を行うこととし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により公募したところ、1者から応募がありましたので、同条例第4条の規定により、四万十町指定管理者選定委員会において審査を実施しました。その結果、候補者として一般社団法人四万十町観光協会を選定したので、同候補者を指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第110号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第110号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第16、議案第111号令和3年度四万十町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第111号令和3年度四万十町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、本年度や過年度に発生した豪雨災害による災害復旧費の追加計上や、いわゆるふるさと納税について、寄附額の増収見込みやそれに伴う関連経費の見直しなどをはじめ、9月補正予算後に生じた重要かつ緊急性の高い事業や施設の維持修繕、事業費の精査等に伴う予算措置となっております。

また、子どもたちの健全育成と図書館の図書購入等に役立ててほしいと、それぞれにご寄附をいただいております。この場をお借りし、御礼を申し上げたいと思います。誠にありがとうございました。そのご厚志を有意義に活用するため、本補正予算に計上しております。

それでは、歳出予算の主な内容について、予算科目順にご説明申し上げます。

まず、2款総務費ですが、一般管理費では、災害時における職員用備蓄食料の更新費用として、食糧費163万3,000円を計上しております。

次に、財産管理費では、地域住民の方が集う駄場として活用することを計画しており、旧小鳩保育所にWi-Fi環境を整備する費用として25万9,000円を計上しております。

また、ふるさと支援基金については、ふるさと支援寄附金の増収見込みのほか、ご寄附をいただいた図書館の図書購入等について、複数年度に分けて事業を予定しており、令和3年度実施予定分を除く230万円を一旦ふるさと支援基金に積み立てるなど、ふるさと支

援基金積立金5,229万2,000円を追加計上しております。

続いて、過疎地域自立促進特別事業基金については、先ほどご提案した基金条例の変更に伴い、過疎地域持続的発展特別事業基金への組替えを行うものです。

次に、企画費では、ふるさと支援寄附金の増収見込みに伴い、返礼特産品代や返礼に係る事務費などのふるさと支援推進事業費3,796万2,000円を追加計上したほか、現在は移住定住用施設と位置付けております滞在型市民農園について、ネット回線の通信速度を改善する必要が生じたため、インターネット整備改修工事費191万円を計上しております。

次に、賦課徴収費では、現在継続検査等に限られている軽自動車関係のワンストップ手続が、令和5年1月から新車の新規登録まで拡充されることに伴い、システム改修が必要となりましたので、改修委託料133万8,000円を計上するなど、総務費全体で7,909万7,000円の追加計上となっております。

続いて、3款民生費ですが、社会福祉総務費では、社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会の本所施設である社会福祉センターの、地下灯油タンクや空調用温水ポンプの交換が必要となり、社会福祉センター管理運営費補助金221万6,000円を追加計上したほか、公立保育所費では、十和地域の小鳩と昭和の両保育所においていただいた寄附金を活用して、備品購入費をそれぞれ100万円計上するなど、民生費全体で544万9,000円の追加計上となっております。

続いて、4款衛生費ですけれども、予防費では、新型コロナワクチン接種事業において、事業費の精査を行うとともに、令和4年1月頃から予定されます3回目の接種に向けて必要な事業費1,384万6,000円を追加計上するなど、衛生費全体で1,930万2,000円の追加計上となっております。

続いて、6款農林水産業費ですが、農業振興費や畜産業費では、各種補助金について、今年度の実績見込みに合わせて所要の見直しを行ったほか、農地費では、9月に発生した台風14号により被災した農地について、災害復旧事業の採択要件に該当しない箇所への補助金1,300万円を計上する一方、林業振興費では、国の補助率の確定に伴い、木材加工流通施設整備事業補助金を8,848万6,000円減額するなど、農林水産業費全体で1億1,611万9,000円の減額補正となっております。

続いて、7款商工費ですが、商工総務費では、旧商工会館跡地でのコワーキングスペース整備事業について、商工会館解体撤去工事による事後調査費用547万8,000円を計上したほか、コワーキングスペース本体において、ネットワーク環境を整備する費用として

213万4,000円、町産材を活用した机や椅子などを整備するため、備品購入費178万4,000円を追加計上しております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対し、光熱水費等を支援する経営力回復支援事業において、新たに第5波による影響分を追加し、影響を受けている事業者の経営安定を図るため、補助金4,000万円を追加計上しております。

次に、観光費では、旧都築邸の厩等の建造物調査を行い、今後の整備について調査検討するための費用361万6,000円を計上するなど、商工費全体で4,005万9,000円の追加計上となっております。

続いて、8款土木費ですが、道路新設改良費では、町道新設改良事業で所要の見直しを行ったほか、高速道路周辺整備事業で、入札の不調により今年度の事業実施を見送ったため200万円を減額するなど、土木費全体で3,985万円の減額補正となっております。

※12月14日P3 訂正あり

続いて、9款消防費ですが、常備消防費では、高幡消防組合の各種手当の支給方法の見直し等により501万6,000円を減額したほか、防災費では、本年度の実績見込みに合わせまして、土砂災害対策事業費補助金820万2,000円を減額するなど、消防費全体で1,176万2,000円の減額補正となっております。

続いて、10款教育費ですが、小学校・中学校の学校管理費では、新型コロナウイルス感染症対策のため、抗原検査キットや消毒液購入などの消耗品費や、空気清浄機などの備品購入費を計上したほか、同じく小学校・中学校の教育振興費では、十和地域の十川小学校と十川中学校及び昭和小学校において、寄附金を活用して、備品購入費をそれぞれ100万円計上するとともに、図書館・美術館費においても同様に寄附金を活用して、図書購入費100万円を計上しております。

次に、四万十緑林公園等管理運営費では、公園内の屋外トイレを令和4年度に改修するため、実施設計委託料276万1,000円を計上しております。

そのほか、文化財保護費では、小野地区にある曾我神社の改修工事を地元が行う予定でございましたが、文化庁と地元の協議により事業を一旦延期することとなり、文化財保護事業補助金1,980万円を減額したほか、保健体育総務費では、丸山体育館屋根改修事業において、実施設計の概算見積りを徴取したところ、原材料費の高騰や修繕箇所が増加により、財源等も含めて再検討が必要となりまして、事業を令和4年度に見送ることとしたため、改修工事費814万9,000円を減額するなど、教育費全体で131万5,000円の減額補正となっております。

続いて、11款災害復旧費ですが、本年度の台風14号による農地、農業用施設及び公共施設等の災害復旧に係る経費を追加計上したほか、過年度に発生した災害による公共施設の災害復旧に係る経費を追加計上するなど、災害復旧費全体で5億8,511万1,000円の追加計上となっております。

続いて、12款公債費ですが、平成23年度と平成24年度に借入れし、来年で利率見直しとなります合併特例債について、後年度における公債費並びに地方債残高の抑制を図るため、本年度の定時償還に併せて任意による繰上償還を行うこととし、元利償還金として3億9,382万6,000円を計上しております。

なお、その財源として、減債基金からの繰入れ分を充てることとして、今後においても、財源や費用対効果はもとより、財政状況や金融情勢等も見極めながら、積極的に繰上償還を検討してまいります。

最後に、職員の人件費ですが、これまでの実績に基づき、各費目を見直した結果、給料で349万5,000円の減額、職員手当及び共済費で2,243万6,000円の増額となり、合わせて1,894万1,000円の追加計上となっております。また、各特別会計への繰出金についても、同様の見直し等に基づく内容となっております。

以上、歳出についてはただいまご説明申し上げたとおりですが、これを賄う歳入として、冒頭でも申し上げました寄附金は総額830万円となり、その目的別に歳入科目を振り分けしております。また、ふるさと支援寄附金を5,000万円増額の13億円と見込みまして、併せて所要の見直しを行っております。

そのほか、各事業の進捗状況等を基に、国・県支出金の町債等の特定財源について精査するとともに、公債費の繰上償還を実施する財源として減債基金3億9,380万円を繰り入れ、なお不足する財源については、普通交付税の留保分4,752万4,000円に対応することとして、補正後における普通交付税の留保額は2億3,868万1,000円となっております。

以上の結果、今回の補正額は、第1表歳入歳出予算に記載のとおり、歳入歳出それぞれ9億4,600万円の追加計上となり、累計予算額は歳入歳出それぞれ212億6,400万円となっております。

続いて、債務負担行為の補正ですが、県が佐川町に整備を進めております新たな管理型産業廃棄物最終処分場について、令和4年度から施設の本体工事に着手することとなり、県下市町村の負担額が示されました。本町においては、令和4年度から令和6年度までの3か年で3,586万9,000円を拠出することとなりましたので、地方自治法第214条の規定に

基づき債務を負担することができる事業、期間及び限度額について、第2表に記載のとおり定めるものです。

最後に、地方債の補正ですが、第3表に記載のとおり、災害復旧費の増に伴う災害復旧事業債の変更、事業内容の見直し等に伴う緊急自然災害防止対策事業債や過疎対策事業債の変更について、限度額の変更を行うものです。

ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第111号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第111号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第17、議案第112号令和3年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、日程第18、議案第113号令和3年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）、日程第19、議案第114号令和3年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）、日程第20、議案第115号令和3年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第2号）、以上、議案第112号から議案第115号までの4議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第112号から議案第115号までの各特別会計補正予算案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第112号令和3年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容ですが、歳出については、人件費の増額見込みにより、総務費で101万円、医療費等の増加見込みに伴い、保険給付費で1,144万円、特定健診未受診者生活習慣病予防対策委託料の増額により、保健事業費で54万6,000円をそれぞれ追加計上して

おります。

なお、これを賄う歳入については、県支出金で保険給付費等交付金を1,024万5,000円、繰入金で一般会計繰入金を196万2,000円それぞれ追加計上しております。これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ1,220万円の追加補正となり、累計予算総額は25億830万円となっております。

なお、この補正予算案については、去る12月1日、四万十町国民健康保険運営協議会に諮問して、適当である旨の答申をいただいております。

続いて、議案第113号令和3年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）です。

今回の補正内容としては、自家発電装置取替工事について、新たな医療機器の追加に伴い必要電力を再計算した結果、現在の計画よりも大きな発電量が必要となったため、今年度の事業実施を見送ることとし、歳出については、総務費で930万円減額しております。

また、歳入については、県支出金で新型コロナウイルスワクチン個別接種等促進事業費補助金を492万8,000円計上する一方、町債では1,160万円減額しております。

これにより、今回の補正は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ930万円の減額補正となり、累計予算総額は3億8,980万円となっております。

また、地方債については、第2表地方債補正のとおり限度額の変更を行っております。

続いて、議案第114号令和3年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）です。

今回の補正内容としては、職員の異動等による人件費の精査及び現段階で見込まれる経費を見直した結果、歳出について、総務費で90万円を減額しております。

歳入については、診療収入で444万円を減額する一方、一般会計繰入金で342万円、諸収入で12万円をそれぞれ追加計上しております。

これによりまして、今回の補正は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ90万円の減額補正となり、累計予算総額は1億510万円となっております。

最後に、議案第115号令和3年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第2号）です。

今回の補正内容として、歳出については、職員人件費の増などにより、総務費で7万4,000円、医業費で2万6,000円をそれぞれ追加計上しております。

なお、これを賄う歳入については、診療収入で8万5,000円、県支出金で60万円を減額

する一方、繰入金で78万5,000円を追加計上しております。

これにより、今回の補正は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ10万円の追加補正となり、累計予算総額は910万円となっております。

以上、4件の補正予算について、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第112号から議案第115号までの4議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第112号から議案第115号までの4議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第21、議案第116号令和3年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、日程第22、議案第117号令和3年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、以上、議案第116号及び議案第117号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第116号及び議案第117号の各特別会計補正予算案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第116号令和3年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）です。

今回の補正内容としまして、歳出については、人件費の増額見込みにより、総務費で3万9,000円、健診受診者の増加により、保健事業費を277万円それぞれ追加計上する一方、広域連合納付金を9,000円減額しております。

なお、これを賄う歳入については、諸収入で224万4,000円、繰入金で56万5,000円をそれぞれ追加計上する一方、保険料で9,000円を減額し、所要の予算措置を講じておりま

す。

これにより、今回の補正は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ280万円の追加補正となり、累計予算総額は3億3,200万円となっております。

続いて、議案第117号令和3年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）です。

今回の補正内容として、歳出については、本年度の事業実績見込みに基づく必要額の再検討を行い、現段階で見込まれる経費を見直しております。

主な内容として、人件費やシステム改修費用の減額見込みにより、総務費で83万3,000円、地域支援事業費で130万8,000円をそれぞれ減額する一方、保険給付費で105万円を追加計上しております。

また、歳入についても、繰入金を減額するなど、所要の予算措置を講じております。

これにより、今回の補正は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ110万円の減額補正となり、累計予算総額は28億1,400万円となっております。

以上、2件の補正予算について、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第116号及び議案第117号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第116号及び議案第117号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第23、議案第118号令和3年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第2号）、日程第24、議案第119号令和3年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第3号）、以上、議案第118号及び議案第119号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第118号及び議案第119号の各特別会計補正予算案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第118号令和3年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第2号）です。

今回の主な補正内容として、歳出については、機器の故障等に伴う修繕料の増額や各種経費の精査により、総務費で39万5,000円、人件費の増額見込みなどにより、サービス事業費で150万5,000円をそれぞれ追加計上しております。

なお、これを賄う歳入については、繰入金を190万円追加計上しております。

これにより、今回の補正は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ190万円の追加補正となり、累計予算総額は3億6,010万円となっております。

続いて、議案第119号令和3年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第3号）です。

今回の主な補正内容として、歳出については、各種経費の精査により、総務費で8万9,000円を減額する一方、人件費の増額見込みにより、サービス事業費で438万9,000円を追加計上しております。

なお、これを賄う歳入については、サービス収入で1,041万円を追加計上する一方、繰入金を611万7,000円減額しております。

これにより、今回の補正は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ430万円の追加補正となり、累計予算総額は2億8,960万円となっております。

以上2件の補正予算について、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第118号及び議案第119号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第118号及び議案第119号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行う

ことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第25、議案第120号令和3年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第26、議案第121号令和3年度四万十町水道事業会計補正予算（第2号）、以上、議案第120号及び議案第121号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第120号の下水道事業特別会計補正予算案及び議案第121号の水道事業会計補正予算案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第120号令和3年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第2号）です。

今回の補正内容としては、歳出については、事業費において、機器に係る修繕料の増額により30万円を追加計上しております。

なお、これを賄う歳入については、繰入金を30万円追加計上しております。

これにより、今回の補正は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ30万円の追加補正となり、累計予算総額は6,490万円となっております。

続いて、議案第121号令和3年度四万十町水道事業会計補正予算（第2号）です。

今回の補正内容としては、収益的支出の事業費用において、配水管の漏水修繕箇所等が当初予測より多く発生したため、動力費及び材料費から修繕料へ250万円の組替えを行う一方、人件費の見直しにより7万5,000円の追加計上をしております。

これにより、事業費用は7万5,000円の追加補正となり、累計で5億9,291万5,000円となっております。

また、資本的支出においては、建設改良費で、道路改良工事に伴う配水管移転工事費として500万円を追加計上しております。これにより、資本的支出は500万円の追加補正となり、累計で4億5,560万7,000円となっております。

なお、これを賄う歳入については、企業債を550万円追加計上し、水道事業債と過疎対策事業債との組替えを行っております。

これにより、資本的収入は550万円の追加補正となり、累計予算総額は1億5,393万2,000円となっております。

以上2件の補正予算について、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第120号及び議案第121号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第120号及び議案第121号までの2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第27、陳情第1－22号陳情書の取り下げについてを議題とします。

この陳情議案については、教育民生常任委員会に付託し、審議をしておりましたが、その後に陳情者より陳情取下願が提出されましたので、その写しを配付しております。

お諮りします。

陳情第1－22号の陳情書の取り下げについては、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1－22号の陳情書の取り下げについては、これを許可することに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第28、請願・陳情を議題とします。

本日までに受理しました請願・陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりです。会議規則第95条の規定により、所管の常任委員会に付託をします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前11時43分 散会